

件 名	職場における熱中症対策について
受付日	令和7年7月11日
ご意見・ご提案 の概要	令和7年6月施行の労働安全衛生規則の改正により、熱中症の自覚症状がある作業員や熱中症のおそれがある作業員を見つけた者について、報告体制の整備や、熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に周知することになった。 地方公務員は労働安全衛生法の対象だと思うが、以上の取組みを各々の出先機関や事業場で行っているのか。
県の考え方	県におきましては、今回の労働安全衛生規則の改正に基づいた対応として、所属ごとに、熱中症対応責任者を選任するなどの報告体制を整備するとともに、必要な措置の実施手順となる「熱中症対応フロー」を作成し、さらには、これらを職員に周知徹底することを行っております。
担当課	総務部 職員厚生課